

文京区立根津児童館及び文京区立目白台第二児童館

指定管理者の管理運営に対する評価報告書

【令和4年度実績】

令和5年7月

根津・目白台第二児童館指定管理者評価検討会

所管課	教育推進部児童青少年課
評価対象期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 (指定期間5年中の4年目)

1 指定管理の概要

施設名称	文京区立根津児童館及び文京区立目白台第二児童館
施設の設置目的	区内の児童を健全に育成するため、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条の規定に基づき設置する。
指定管理者名称	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 (旧：特定非営利活動法人 ワーカーズコープ)
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
公募・非公募の別	公募
管理業務内容	(1) 児童館の利用公開に関する業務 (2) 文京区立児童館条例（昭和43年3月文京区条例第5号）に基づく、児童の健全な育成を図る事業（乳幼児又は中学生及び高校生を対象とした事業の企画・実施並びに体力増進のための特別な指導を含む。）に関する業務 (3) 学校との連携及び地域住民のコミュニティ活動の促進に関する業務 (4) 本施設の維持管理に関する業務
利用料金制の有無	無

2 収支状況

(1) 指定管理料及び利用料金

年度		元	2	3	4	5
収 入	指定管理料	53,820,182	53,804,678	54,210,842	54,399,882	
	合計 (A)	53,820,182	53,804,678	54,210,842	54,399,882	
支 出	科目	内訳				
	人件費	人件費	36,196,423	36,258,037	36,197,355	38,264,027
	事業運営費	教材費	398,452	487,573	344,298	332,300
		講師料	233,595	0	0	0
		行事費	453,306	385,196	546,979	884,916
		事務用消耗品	579,740	517,252	510,946	537,680
		衛生管理費	59,458	162,227	251,047	259,399
		印刷費	51,022	81,674	81,821	130,984
		諸手数料	70,986	72,780	74,194	81,693
		通信費	411,401	422,207	407,026	387,760
		新型コロナウイルス感染 対策経費	-	-	451,349	349,847
		旅費交通費	83,822	43,975	14,774	33,901
	施設管理維持費	施設管理維持費	6,189,542	6,020,878	5,834,768	6,032,396
	施設修繕費	根津	248,600	254,100	283,250	350,225
		目白台第二	601,300	255,000	300,630	322,850
	本社経費	人件費				
		本社 人件費	5,089,638	5,171,253	5,190,904	4,924,772
		本社 支援要員人件費	0	0	0	0
		本社 福利厚生費	0	39,925	40,074	0
		販売費・一般管理費				
		本社 通信関係費	109,130	101,522	156,250	307,244
		本社 広告宣伝費	644,687	626,908	445,909	472,257
		本社 研修費	552,267	349,101	466,636	488,685
本社 情報処理費用		354,267	571,368	417,258	621,087	
本社 旅費交通費		122,315	104,542	61,878	87,344	
本社 物品関係費		568,849	731,011	630,059	658,180	
本社 租税公課・保険料		751,807	660,890	598,318	508,526	
合計 (B)	53,770,607	53,317,419	53,305,723	56,036,073		
収支 (A) - (B)		49,575	487,259	905,119	-1,636,191	

【特記事項】

--

(2) 自主事業（指定管理者の費用と責任で実施する事業）

【特記事項】

自主事業はありません。

3 評価検討会委員

	役職	委員名
1	座長	教育推進部長 新名 幸男
2	副座長	教育推進部児童青少年課長 鈴木 大助
3	委員	区民部区民課長 榎戸 研
4	委員	子ども家庭部子育て支援課長 篠原 秀徳
5	委員	教育推進部児童青少年課根津地区館長 鷗澤 一充
6	委員	教育推進部児童青少年課目白台地区館長 佐藤 和子
7	委員	根津児童館利用者代表 早川 えり
8	委員	目白台第二児童館利用者代表 岩崎 友香里

4 評価の対象とした資料

	評価の対象とした資料名	評価項目番号
1	協定書（基本協定書、平成31年度協定書）、業務要求水準書	①
2	事業計画書	①
3	事業報告書	
3-①	【根津】事業の実施状況に関する報告	①、⑦
3-②	【根津】施設の利用状況に関する報告	①、⑦
3-③	【目白台第二】事業の実施状況に関する報告	①、⑦
3-④	【目白台第二】施設の利用状況に関する報告	①、⑦
3-⑤	経費の収支状況	①、⑧、⑨
4	利用者アンケート	①、③、⑤
5	広報物	①、④
6	苦情とその対応の記録	①、⑥
7	管理運営体制	①、⑫、⑬、⑭
8	備品台帳	①、⑮
9	金銭出納簿	①、⑪
10	個人情報保護規程、情報公開規程及びその対応記録	①、⑯、⑰
11	危機管理マニュアル及びその対応記録	①、⑱
12	省エネ・ごみ削減等環境対策への取組	①、⑲
13	所管課によるモニタリング結果（日常的な点検結果）	①、③、④、⑥、⑩、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲

5 評価結果

(1) 分野評価

評価分野	評価得点	評価項目	配点	評価	得点
サービス向上の有効性 【配点24点】	A 22点	① 協定書、業務要求水準書等で区が求めた事業が適切に実施されたか。	4	4	4
		② 区が求めた事業以外に、住民サービスの向上を図るための自主事業が積極的に計画され、事業計画書や企画提案書に沿って適切に実施しているか。	—	—	—
		③ 利用者懇談会や利用者アンケートにより、利用者の意見を収集し、適当な意見については、それを反映させた取組が行われたか。	4	4	4
		④ 区民や利用者への広報方法を工夫し、効果的な広報活動が行われたか。	4	3	3
		⑤ 利用者アンケート等の結果で、利用者から高い評価を得られているか。	8	4	8
		⑥ 利用者からの苦情に対する対応と報告が適切に行われたか。	4	3	3
		⑦ 利用者数、稼働率等の実績が、当該指定期間開始前と比べて同程度か。	—	—	—
	【評価理由】 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、各館とも業務要求水準で求めた事業を一部実施できていなかった。その中でも、利用者の声を受け、季節行事や交流館利用者との共同事業を新たに実施し、利用者の増加及び満足度の向上に努めた。また、利用者からの評価も高いことから評価できる。 ②自主事業の実施を業務要求水準書に定めていないため、評価対象外とする。 ③2館室とも「子ども」、「保護者」を対象に年2回のアンケート調査を実施しており、区が水準として要求する実施回数を満たしている。アンケートの反映のほかにも、利用児童が主体となった「子ども会議」での意見を取り入れ、新たな事業を実施するなど、感染症対策に留意し利用者の意見を積極的に反映する姿勢が伺える。 ④おたよりの作成及び配布、ホームページの公開等の広報活動は、年間を通して行っている。近隣の小学校や保育園、町会等にもおたよりを配布するなど、積極的な広報活動は評価できる。 ⑤総合的な満足度に関する質問に対し、5段階評価のうち「とてもよい」・「よい」の占める割合が、全体の92.8%となっており、利用者の満足度が高いことが伺え、評価できる。 ⑥報告が必要となるような苦情がなかった点は、意見・要望等を日常的な対応により解決できていると評価できる。 ⑦令和4年度は、利用制限を設けていた時期があり、対象年度との比較が困難なため、評価対象外とする。				
経費の効率性 【配点8点】	C 6点	⑧ 経費節減への具体的な取組を行い、その効果があったか。	4	3	3
		⑨ 指定管理料の範囲内で効果的・効率的な予算執行が行われたか。	4	3	3
		⑩ 収入を増加するための具体的な取組を行い、その効果があったか。	—	—	—
【評価理由】 ⑧経費節減への取組は適切に行われており、一定の評価はできる。 ⑨新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが変更となり、執行残となっている事業費もある。執行残のうち、一部については計画変更により別項目の経費に活用するなど指定管理料の範囲で効果的な執行を行うよう努めている。人件費の赤字については、昨今の人件費高騰に加え、勤続年数の長い職員が多くなってきたことなどが要因として挙げられるが、執行は適切であった。 ⑩料金制を採用していないため、評価対象外とする。					

評価分野	評価得点	評価項目	配点	評価	得点
管理運営の適正性	C 28点	⑪ 金銭の管理が適正に行われたか。	4	3	3
		⑫ サービスを低下させない適切な人員配置が行われたか。	4	3	3
		⑬ 職員の知識・技術向上を図るための研修等が適切に行われたか。	4	4	4
		⑭ 利用者が安全・快適に施設を利用できるよう適切に施設の保守、修繕、清掃等が行われたか。	4	3	3
		⑮ 備品台帳により、備品の管理が適切に行われたか。	4	3	3
		⑯ 文京区個人情報保護条例の規定を遵守し、利用者の個人情報の適正な管理のために必要な措置が講じられ、漏えい、滅失、毀損等の事故が起きていないか。	4	3	3
		⑰ 文京区情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うための必要な措置が講じられ、請求または区から情報提供の求めがあった場合は適切で速やかな対応が行われたか。	4	3	3
		⑱ 事故、災害等の緊急事態が発生した場合の危機管理体制が適切であり、緊急事態が発生した場合は、その対応が適切であったか。	4	3	3
		⑲ 省エネやごみの削減など環境に配慮した取組が積極的に行われたか。	4	3	3
		【評価理由】 ⑪金銭の管理は適切に行われている。 ⑫両児童館とも適正な人員配置が行われており、職員の入替等もなく、安定した運営を行っている。業務要求水準どおりに取組が行われたと評価できる。 ⑬年間18回の研修を実施しており、業務要求水準（年3回）を超える研修が行われている。また、通年の研修や自治体主催の研修にも積極的に参加しており、評価できる。 ⑭必要な保守点検等は実施されており、施設の日常点検も行き届いている。 ⑮備品は備品台帳により適切に管理されている。 ⑯個人情報については、規定及びマニュアルに則った適切な取扱いをしている。また、インターネットを接続できる端末と個人情報を扱う端末は分けて運用している。 ⑰令和4年度は情報公開請求がなかったが、情報公開規定により、業務要求水準を満たす取組がなされている。 ⑱事故報告等はなかったが、災害時や食中毒に対するマニュアルなどが整備されており、業務要求水準を満たす取組がなされている。 ⑲電気・ガス・水道等の使用量の削減、3R徹底等により省エネ・環境対策への取組を行っている。また、交流館事業で作った堆肥を使用し、無農薬野菜・果物を育てるプランター農園事業を実施するなど、SDGsの取組も行っている。			

管理運営の適正性
【配点36点】

業務の改善性 【配点12点】	⑳ 前回の評価（一次評価及び二次評価）を受けて、適切な改善が図られたか。	—	—	—
	<p>《前回の指摘事項》</p> <p>【評価理由】</p> <p>⑳昨年度の一次評価にて1・2となった項目がないため評価対象外とする。</p>			

(2) 総合評価

評 価	B	得 点	56点 / 68点
<p>【所見】</p> <p>各評価項目において区の定める要求水準を満たしており、両児童館ともに良好な運営を行っていることが伺える。</p> <p>事業について、新型コロナウイルス感染症の影響で、業務要求水準で求めた事業を一部実施できていなかったが、利用者から要望が多かった事業や感染対策を講じながら実施できるイベント・事業を実施し、利用者の増加に努めた。アンケート調査においても高い評価を得ていることから利用者の満足度は高いことが伺え、十分に評価できる。管理運営体制も業務要求水準を満たしており、特に職員に対する研修は年3回を超える研修が行われるなど、評価できる。</p> <p>収支報告にて、主に人件費の執行額が増加し、全体の収支が赤字となっているが、これは昨今の人件費高騰に加え、勤続年数の長い職員が多くなってきたことなどが要因として挙げられるものであり、執行は適切であった。</p> <p>【改善事項】 特になし</p>			

《評価結果の見方》

(1) 分野評価

評価項目ごとに4段階評価を行い、その結果に応じた乗率を各評価項目の配点に乗じて採点し、各評価分野の合計得点を5段階評価します。

① 4段階評価・乗率

評価	評価内容及び基準	乗率
4：優良	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を超える成果がある。	100%
3：適当	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を満たしている。	75%
2：課題あり	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を満たしているが、一部に課題がある。	50%
1：要改善	協定書、業務要求水準書等の水準を満たしておらず、改善が必要である。	0%

② 5段階評価

評価	評価内容及び基準
A	当該分野について、特に優れている。 (分野の合計得点が、配点の90%以上)
B	当該分野について、優れている。 (分野の合計得点が、配点の80%以上90%未満)
C	当該分野について、おおむね適正である。 (分野の合計得点が、配点の60%以上80%未満)
D	当該分野について、改善が必要である。 (分野の合計得点が、配点の40%以上60%未満)
E	当該分野について、相当な改善が必要である。 (分野の合計得点が、配点の40%未満)

(2) 総合評価

各評価分野の得点を合計し、その合計得点を5段階評価します。

評価	評価内容及び基準
A	総合評価の結果、特に優れている。 (合計得点が、配点の90%以上)
B	総合評価の結果、優れている。 (合計得点が、配点の80%以上90%未満)
C	総合評価の結果、おおむね適正である。 (合計得点が、配点の60%以上80%未満)
D	総合評価の結果、改善が必要である。 (合計得点が、配点の40%以上60%未満)
E	総合評価の結果、相当な改善が必要である。 (合計得点が、配点の40%未満)